

補助金調書

補助金名	県伝統的工芸品振興協議会補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業部 地域産業支援課 (TEL 441-3303)	
交 付 先	団 体	福岡県伝統的工芸品振興協議会	区 分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	博多織、博多人形を含む県内7産地の伝統的工芸品の振興、という補助金の交付目的に沿う唯一の団体であるため。					
補助開始年度	昭和52	年度	経過年数	48	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	目的: 県内7産地の経済産業大臣指定伝統的工芸品の振興 対象事業: (1)会員の経営改善と合理化の推進 (2)後継者育成及び技術習得に関する事業 (3)伝統的工芸品産業に関する資料の収集及び情報の提供 (4)官公庁及び関係団体などに対する連絡協調及び建議陳情 (5)前4号に掲げるもののほか、上記目的を達成するために必要な事業					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	後継者不足など、各産地は様々な課題を抱えているが、本制度により、近年は産地間の連携も活発化し、小さな産地だけではできない新たな事業展開にも繋がってきている。福岡市内の産地だけでなく、県内7産地が一体となって活動する本制度を支援することで、県内全体の産地・工芸品の底上げを図り、より大きな効果をあげることができるため。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象経費: 補助対象事業の実施に要する経費のうち、下記に掲げる経費 (1)会場借上料 (2)会場設営費 (3)運送費 (4)旅費 (5)報償費 (6)委託料 (7)宣伝広告費 (8)通信費 (9)資料収集費 (10)事務費 (11)前10号に掲げるもののほか、補助金の目的を達成するために必要な経費 算定方法: 補助対象経費に8分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	200 千円	200 千円	200 千円	200 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	全国伝統的工芸品祭銀座名匠市への出展支援、産地組合青年部研修会、第47回福岡県伝統的工芸品展の開催、市場開拓・販売促進事業(各展示会における県内伝統的工芸品産業のPR及び販売促進)、伝統的工芸品のパンフレット作成					
補助金交付 による効果	産地組合が一堂に会して行う研修会は、後継者不足、人材確保、新たな時代への対応など多くの課題を抱えている産地組合員が、情報交換を図ることにより、業種間の新たな連携やデザイン開発、販路開拓などにつながる可能性が期待できる。 また、県内7産地合同の展示会開催や全国規模の展示会参加などにより、集客力のあるイベントが開催でき、多くの市民に対して、伝統的工芸品の魅力を伝えることができる。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。